

矢掛町手話言語条例

手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。

手話を必要とする人は、物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解し合うため、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話が使用できる環境が整えられてこなかったことなどから、手話を必要とする人は、必要な情報を得ることや意思疎通を図ることができず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語であることが明記された。

本町においても、手話を必要とする全ての人が、手話を使って安心して暮らすことができ、障害の有無にかかわらず、お互いに尊重し、支え合いながら共に暮らせるまちづくりを推進することとし、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解及びその普及並びに地域において手話を使用しやすい環境の構築に関する基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、障害の有無にかかわらず、全ての町民がお互いの個性と人格を尊重し合い、共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話に対する理解及びその普及は、手話を必要とする人が手話により意思疎通を図る権利を有することを前提に、誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら、心豊かに共生する地域社会を実現することを基本として行われなければならない。

(町の責務)

第3条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話の普及と、手話を必要とする人があらゆる場面で手話による意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加を保障するため、必要な施策を講ずるものとする。

(町民の役割)

第4条 町民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、町が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念を尊重し、手話に関する町の施策に協力するよう努めるとともに、手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供し、働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第6条 町は、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策
- (2) 手話による情報の取得及び手話を使用しやすい環境づくりに関する施策
- (3) 手話を学ぶ機会の提供に関する施策
- (4) 手話による意思疎通支援に関する施策
- (5) 前4号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために町長が必要と認める施策

2 町は、前項に規定する施策の推進に当たっては、手話を必要とする人、矢掛町障害者自立支援協議会等の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。